

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q&A

R8.4.1現在

No.	大項目	項目	質問	回答
1	基本調査の結果	「算定可否確認申請」の要否	基本調査の結果で要件に該当する場合、「指定(介護予防)福祉用具貸与費に係る算定可否確認申請書」を市に提出する必要はないのか。	福祉用具が必要な状態像にあることが認められるため、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等の判断で例外給付が可能となり、市への確認申請は 不要 となる。
2	届出時期	「算定可否申請書」の提出時期	通常、例外給付のために市に「算定可否申請書」を提出する必要がある場合、いつ書類を提出すればいいのか。	(例1)軽度者に該当する方が保険給付対象外の福祉用具貸与を利用するとき ⇒原則、福祉用具貸与を利用する前に申請し、承認を得ておく必要がある。 (例2)貸与種目の追加・変更をするとき ⇒原則、福祉用具貸与を利用する前に申請し、承認を得ておく必要がある。
3	届出時期	要介護度が確定しない場合の暫定利用	新規、区分変更、更新遅れ等で要介護度が確定しない状況だが、暫定で福祉用具貸与を開始する場合、例外給付申請はいつ行うのか。	☆☆必ず①～③の手順を踏んだのち、福祉用具貸与開始前に、市へ暫定利用する旨の連絡をすること。 例外給付申請は、認定の結果が出た後に行うことになる。 ※ただし、認定結果が「軽度」(＝例外給付対象)と想定して暫定利用する場合は、貸与開始前に以下の順番に手続きが必要となる。 ①医学的所見の確認 ②医学的所見に基づいたサービス担当者会議の開催 ③暫定プランの作成と利用者の同意を得る 軽度者区分ではないと見込んだ上で利用した結果、軽度者区分に該当し、かつ以上の手続きをしていなかった場合は全額自費になる可能性があるので注意すること。 ※この場合、例外給付の適用開始日は暫定利用開始日(貸与開始日)に遡ることとする。 ※暫定プランの同意から利用開始までに市役所が開庁していない場合は、翌開庁日までに連絡してください。
4	届出時期	暫定利用中の想定と認定結果が異なる場合	新規、区分変更、更新遅れ等で要介護度が確定しない状況で、「軽度ではない」(＝例外給付対象ではない)と想定して暫定で福祉用具を利用していたが、結果が想定と異なり「軽度」(＝例外給付対象)となった場合はどうすればいいのか。	☆☆認定結果を確認次第、速やかに市へ例外給付申請を行うこと。 福祉用具利用前に、以下の順番で手続きがされていれば、例外給付申請を行うことができる。 ①医学的所見の確認 ②医学的所見に基づいたサービス担当者会議の開催 ③暫定プランの作成と利用者の同意を得る 軽度者区分ではないと見込んだ上で利用した結果、軽度者区分に該当し、かつ以上の手続きをしていなかった場合は全額自費になる可能性があるので注意すること。 ※この場合、適切に手続きが行われていれば、貸与開始日に遡って給付対象として認める。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q&A

R8.4.1現在

No.	大項目	項目	質問	回答
5	届出時期	緊急利用 (末期がん等)	末期がん等により、速やかに福祉用具の利用が必要な方の例外給付申請も原則どおり、貸与開始前に行う必要があるか。	<p>★必ず①～③の手順を踏んだのち、福祉用具貸与開始前に、市へ暫定利用する旨の連絡をすること。</p> <p>主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が可能な状態像であると判断された場合には、申請前の貸与も可能であるが、速やかに確認申請書類を提出すること。</p> <p>※ただし、貸与開始前に以下の順番に手続きが必要となる。</p> <p>①医学的所見の確認 ②医学的所見に基づいたサービス担当者会議の開催 ③暫定プランの作成と利用者の同意を得る</p> <p>※末期がん等の方で、介護サービスの利用について急を要する場合についても、暫定プランの作成が必要。(厚生労働省老健局老人保健課発出の平成22年4月30日付け事務連絡)</p> <p>※この場合、例外給付の適用開始日は暫定利用開始日(貸与開始日)に遡ることとする。</p> <p>※暫定プランの同意から利用開始までに市役所が開庁していない場合は、翌開庁日までに連絡してください。</p>
6	届出時期	緊急利用後の死亡	緊急で福祉用具の貸与を開始したが、例外給付の確認申請前に利用者が死亡した場合、申請は可能か。	利用を始める前に、医師への状態像の確認及びサービス担当者会議等の一連の流れが行われ、必要な書類が整っていれば可能である。
7	適用期間	例外給付の適用開始日	市に「算定可否申請書」を提出し、例外給付の承認を受けた場合、いつから適用開始となるのか。	原則、「算定可否申請書」を市が受理し、「算定可否確認申請書」の可否決定日の日付より例外給付の算定が可能となる。
8	適用期間	例外給付の適用開始日	認定結果が出るのが遅れてしまったが、適用開始日を遡ることは可能か。	やむを得ない事情(認定の遅れ等)がある場合は、事情を考慮し、例外的に適用開始日を遡ることとする。
9	適用期間	例外給付の承認を受けた場合の有効期間	市より例外給付が可能との判断を受けた場合、有効期間はいつまでか。	<p>原則、軽度者(要支援1・2及び要介護1※)としての期間が続くまで有効とする。</p> <p>※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の場合は、要介護2・3までを軽度者としている。</p>
10	申請主体	算定可否申請の申請者	要支援の利用者のうち、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託されている者については、申請主体は誰になるのか。	委託の場合、申請主体は受託した居宅介護支援事業所となる。
11	再申請	再申請 (貸与種目及び品目の変更)	認定有効期間中に状態悪化等により、現在貸与している福祉用具を変更したい場合、再度確認申請が必要か。	貸与種目や貸与品目を変更したい場合、再度確認申請が必要となる。
12	再申請	再申請 (貸与種目及び品目が増えた場合)	認定有効期間中に貸与種目及び貸与品目の追加が必要となった場合、再度確認申請が必要か。	<p>貸与種目が増える場合は、再度確認申請が必要となる。</p> <p>(例1)特殊寝台のみをレンタルしていたが、サイドレール(付属品)も必要となった場合 ⇒種目が異なるため必要(種目が増える場合)</p> <p>(例2)特殊寝台とサイドレール(付属品)をレンタルしていたが、サイドテーブル(付属品)も必要となった場合 ⇒同じ付属品でも用途が異なるため必要(品目が増える場合)</p>

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q&A

R8.4.1現在

No.	大項目	項目	質問	回答
13	再申請	再申請 (付属品の み)	付属品のみ利用したい場合も、例外給付申請が必要か。	特殊寝台本体を先に利用している場合で、付属品を追加で利用したい場合や特殊寝台本体を自費購入している対象者が付属品を利用したい場合は、通常の例外給付申請と同様に手続きをすること。 なお、給付対象となる付属品は「本体と一体的に使用されるものに限る」ので、 <u>本体の利用が無い状況で付属品のみを利用する場合は給付対象外となる。</u>
14	再申請	再申請 (要介護区分 の変更)	要介護区分が変更となった場合、再度「指定(介護予防)福祉用具貸与費に係る算定可否確認申請書」を市に提出する必要があるのか。 ※ここでは貸与品目や種目の変更はなく、現在「算定可否申請書」を提出した上で例外給付を受けているものとする。	要介護区分が保険給付対象の区分まで上がり、更新や区分変更申請で再び保険給付の対象外(例外給付)となる場合は、再度「算定可否申請書」の提出が必要となるが、現在例外給付を受けており、認定結果により保険給付対象外の区分(軽度者)のままとなった(要支援1から要支援2の変更等)場合は不要となる。 (例1)要支援で、例外給付として特殊寝台を貸与されていた者が要介護3となり、その後更新申請や区分変更申請で再び要支援となった場合 ⇒ <u>あらためて「算定可否申請書」の提出が必要。</u> (例2)要支援で、例外給付として特殊寝台を貸与されていた者が要介護1となった場合 ⇒ <u>既に「軽度者」として例外給付を受けているため、再度の「算定可否申請書」の提出は不要。</u>
15	再申請	再申請 (居宅介護支 援事業所又 は包括の変 更)	算定可否確認申請後、通知が事業所の担当ケアマネジャーあてに送付されるが、居宅(介護予防)介護支援事業所が変更となった場合、再度確認申請をする必要があるか。	認定期間内で適切に引継ぎがされて、事業所間の連携(通知書の写しを变更后の事業所に渡す)があれば、再度「算定可否確認申請書」を提出する必要はない。 ※いずれも変更前の事業所から確認申請書が提出されている場合、あらためて変更後の事業所において確認申請書を提出してもらう必要はない。本市においては「軽度者」という状態が変わらなければ改めての提出は求めている。
16	再申請	転入者の 申請	転入してきた被保険者が、転入前に例外給付で福祉用具を利用していた場合、確認申請は必要か。	例外給付は引き継がれないので、改めて安城市に申請する必要がある。 なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像について記載のある医師が作成した書類を従前の支援事業者から引き継いでいる場合は、その写しで可とする。
17	医学的な 所見の確 認	主治医の 意見	医学的な所見の判断は主治医でないといけないのか。	主治医以外で例外給付の必要性を判断できる医師(かかりつけ医師等)がいる場合、主治医以外でも差し支えない。
18	医学的な 所見の確 認	主治医の 意見	付属品の必要性についても医師に確認し、担当者会議の要点及びケアプランに記載する必要があるか。	問13でお示したとおり、付属品を追加貸与する場合に改めて通常の例外給付申請手順を行う必要があることから、付属品についても、 <u>必要な種目の内容と貸与の必要性について医師に確認し、サービス担当者会議の要点及びケアプランに記載すること。</u> 【例】 医師への照会内容 ×⇒「特殊寝台及び特殊寝台付属品が必要である」 ○⇒「寝返り起き上がり動作の補助のために特殊寝台、本人にあった硬さのマットレス、立ち上がり動作を補助するための介助バー、寝返り時の転落防止のためにサイドレールが必要と考える」

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q&A

R8.4.1現在

No.	大項目	項目	質問	回答
19	医学的な所見の確認	医学的所見の内容	医学的所見の確認書類で、医師に記載してもらった際に注意すべきことは何か。	<p>診断名のみの記載や福祉用具の必要性のみの記載では足りず、必ず国が示す状態像(i)～(iii)のいずれかに該当することについて、明確に判別できる内容を記載してもらうこと。</p> <p>【記載例】 ○「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像(ii)に該当する。」 ×「パーキンソン病」(診断名だけの記載) ×「ギャッジベッドが必要」(福祉用具の必要性だけの記載)</p>
20	医学的な所見の確認	医学的所見等の情報を得られない場合	医師から必要な情報を得ることができない場合、どうすればいいのか。	例外給付が必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象とならない。
21	サービス担当者会議の時期	医学的所見確認前の担当者会議	福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急だったため主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者の届出は可能か。	主治医の意見に基づき担当者会議で当該種目の貸与について検討を行う必要があるため、主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催する必要がある。
22	ケアプラン	「医師名」と「医学的な所見」の記載	ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載することになっているが、記載はどの部分にすべきか。	<p>「要介護」⇒ケアプラン第一表の「総合的な援助方針」欄</p> <p>「要支援」⇒介護予防ケアプラン(1)「健康状態について主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点」欄</p>
23	ケアプラン	「医師名」と「医学的な所見」の記載根拠	ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載しなければならないとあるが、法的根拠はあるか。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について(平成11年老企第22 平成19年3月30日改正通知)に記載の根拠がある。
24	ケアプラン	「診断名」の記載	ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載しなければならないとあるが、末期がん等本人に告知されていない場合はどうすればいいか。	「医師名」と「医学的な所見」の記載があれば、「診断名」はケアプランに記載しなくても差し支えないが、必ず国が示す状態像(i)～(iii)のいずれかに該当することが明確にわかるような記載が必要である。
25	ケアプラン	「計画に関する同意」の記載	ケアプランに「同意」と「本人署名」が入ったものの提出が必要か。	<p>例外給付の手続きの流れとして、貸与開始前に以下の順番に手続きが必要となる。</p> <p>①医学的所見の確認 ②医学的所見に基づいたサービス担当者会議の開催 ③ケアプランの作成と利用者の同意を得る</p> <p>上記の流れにより行われた申請内容を基準に照らし合わせ、例外給付の可否を判断するため、ケアプランに本人が同意していることがわかるものを提出すること。</p>
26	中止・再開	例外給付の中止や再開	例外給付を受けている軽度者が、福祉用具貸与の例外給付を中止する場合や再開をする場合は市に連絡は必要か。	認定有効期間内に例外給付の中止や再開をする場合は、市に連絡は必要はない。
27	自費による貸与	確認通知前の貸与	例外給付の確認結果がわからないうちに自費で貸与を受けることは可能か。	「算定可否確認申請書」の可否決定日以降、例外的に保険給付の対象となるため、例外給付の確認通知が届く前に自費で貸与を受けることは可能である。